

滋賀県食肉衛生検査所

○ 杉内 正樹

1 はじめに

食肉は、食品衛生法第 11 条第 1 項の食品の成分に係る規格において、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質（以下、これらを「抗菌性物質等」という。）は、残留基準が定められている場合を除き、含有してはならないと規定されている。また、動物用医薬品の適正使用については、医薬品医療機器等法および飼料安全法で定められている。今回、抗菌性物質等の使用のある病畜や保留獣畜においてスクリーニングテスト用簡易キットを用いた残留抗菌性物質等検査を行い、抗菌性物質等の種類、使用禁止期間後のと畜場に搬入されるまでの経過日数（以下「経過日数」という。）等の残留との関連性について検討を行ったので報告する。

2 材料および方法

平成 26 年 1 月～平成 27 年 2 月にと畜場に搬入された獣畜のうち①抗菌性物質等の使用がある病畜②保留獣畜の計 47 頭の腎臓または腎臓および筋肉（頸筋）を検体として簡易キット（プレミテスト、DSM 社）を用いて残留抗菌性物質等検査を行った。

なお、供試した獣畜は全て使用禁止期間後にと畜場に搬入されていた。

3 結果

- ① 調査結果：牛 44 頭（腎臓のみ 17 頭、腎臓と筋肉 27 頭）のうち、10 頭の腎臓が陽性、筋肉は全て陰性であった。豚 3 頭（腎臓のみ 1 頭、腎臓と筋肉 2 頭）は腎臓、筋肉とも陰性であった。
- ② 使用禁止期間後の経過日数：腎臓が陽性となった 10 頭のうち経過日数 1 日が 6 頭、2 日が 1 頭、3 日が 2 頭、9 日が 1 頭であった。
- ③ 陽性となった牛に投与されていた抗菌性物質等の種類：セファゾリンが 4 頭、アンピシリン・クロキサシリンが 2 頭、アンピシリンが 1 頭、複数投与ではアンピシリン・クロキサシリンとセファゾリンと硫酸セフキノム、ペニシリンとオキシテトラサイクリン、セファゾリンとオキシテトラサイクリンがそれぞれ 1 頭であった。
- ④ 陽性となった牛の薬剤投与方法：静脈内注射 10 頭（検査頭数 27 頭）、筋肉内注射 2 頭（同 3 頭）であった。
- ⑤ 陽性牛の月齢：20 ヶ月齢未満が 2 頭（検査頭数 5 頭）、20 ヶ月齢以上～36 ヶ月齢未満が 5 頭（同 22 頭）、36 ヶ月齢以上が 3 頭（同 17 頭）であった。
- ⑥ 陽性牛の異常が認められた主な廃棄部位：心臓 4 頭、肺 7 頭、肝臓 6 頭、胃 7 頭、腸 7 頭、腎臓 2 頭であった。

4 考察

今回検査を行った牛 44 頭のうち 10 頭(22.7%)が腎臓で陽性を示し、抗菌性物質等の使用が確認された牛 30 頭に限れば 33.3%が陽性となった。

使用禁止期間後の経過日数が 1 日の牛の腎臓は 6 頭(75%)が陽性であり、2～3 日の牛は 3 頭(42.3%)が陽性、7 日以上では 1 頭(11.1%)が陽性となった。このことから使

用禁止期間が過ぎても腎臓には抗菌性物質が残留する場合があることが判明し、経過日数が1日の場合は特に注意が必要である。今後は、腎臓については自主廃棄等を指導する必要があると考えられる。

抗菌性物質等の残留する他の要因としては全身に及ぶ疾患や月齢の高さによる代謝能力の低下等が考えられるが、今回の調査で月齢や疾病による差や、また抗菌性物質等の種類や投与方法においても関連性は見られなかった。

と畜場法施行規則第15条では、と畜検査を受けようとする者は、獣畜の病歴および動物用医薬品の使用状況の情報を申請書に記載するよう定めているが、注射痕がありながら病歴や動物用医薬品使用歴の情報が申請書に記載されていない事例がある。今回の調査では、筋肉からは検出されなかったが、他都道府県においては食肉中の抗菌性物質等の残留が報告されており、出荷者等の抗菌性物質等の使用と残留に対する認識の向上が重要と思われる。今後も調査を続け、診療獣医師や生産者へ結果を伝えることで、抗菌性物質等に対する意識の向上及び安全な食肉の確保に努めたい。